九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

徳川将軍家の元服儀礼と朝幕交渉

吉田, 昌彦
九州大学大学院地球社会統合科学府包括的東アジア・日本研究コース ： 教授

https://doi.org/10.15017/1792160

出版情報：地球社会統合科学. 23 (2), pp.13-27, 2016-12-25. 九州大学大学院地球社会統合科学府
バージョン：
権利関係：

『地球社会統合科学』第23巻 第1号（2016）13～27
Bulletin of the Graduate School of Integrated Sciences for Global Society, Kyushu University
Vol.23, No.1（2016），pp. 13～27

論 文

徳川将軍家の元服儀礼と朝幕交渉

The Ceremony of attaining manhood ritual and the negotiation between the Court and the Tokugawa Shogunate

2016年10月21日提出，2016年11月29日受理

吉　田　昌　彦
Masahiko YOSHIDA

キーワード：元服儀礼、王権システム、「権門」、「家例」、「直叙従三位直任大納言」、「推叙正二位」

要約

徳川将軍家の元服儀礼に関して検討したが、その結果は次のとおりである。

① 徳川将軍家の元服儀礼に関する朝幕交渉において、律令制的官位制度にもとづく有職故実・先例や家例が原理として貫徹していたこと。

② 官位叙任儀礼において天皇と将軍との間の君臣関係が確認できること。

③ 徳川家光は、摂関家や鎌倉・室町両幕府の将軍家世嗣の元服例に倣った正四位中将の叙任と明らかに差がつく「直叙従三位直任大納言」、さらには「叡慮」による正二位への「推叙」により徳川将軍家が摂関家より明らかに優越する家格を確立したこと。

④ 天皇を「王」とする「王権」システムにおいて徳川将軍家を天皇の下、最高の「権門」として確立している。

⑤ 天皇や上皇が「御冠」「烏帽子」「御懸緒」を徳川将軍家に贈っていることは徳川将軍家の家格を上昇させていること。

⑥ 国家システムとしての叙任権者は天皇であるが、「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」という官位を実質的に選択決定しているのは徳川家光であったこと。

⑦ 「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」という官位を実質的に選択決定しているのは徳川家光であるものの、この事象も、家光はいかなる「勢力」を有そうとも飽くまでも天皇の「君主」としての叙任を仰ぐ「朝臣」であるため、天皇を「王」とする「王権」システムの埒内にあること。

第一節　はじめに

筆者はかって公儀権力者を頂点とする国家支配体系を「軍事力を基幹とする統治システム」、天皇を頂点とする国家支配体系を「『王覇論』的秩序に即した統治システム」と名付け、同国家において両者が併存しており、その相互関係の変動や幕藩制国家における個々の比重の変化により幕末期における天皇の上昇が起こったと説明したことがある。

その際、前者の統治システムについては、幕藩制国家が封建国家である以上、封建的土地所有の統一的編成権を有している公儀権力者が「封建王」であることは自明であるため、同システムの存在の根拠に関してはほとんど説明しなかった。これに対し、後者の統治システムについては天皇と公儀権力者との君臣関係の存在を明らかにすることにより論証しようとした。このため、将軍宣下儀礼を分析し同儀礼において将軍が天皇に対し臣礼をとっていることなどを指摘して天皇が「王」として幕藩制国家において存在していることを指摘した。[①]

この説明に対し、将軍宣下儀礼において主導権を発揮しているのは幕府であるから王は将軍であり、天皇は精々「京都近郊を支配する旧王」であるとの批判をいただいたことがある。[②] 筆者は、領地の宛て行いや法度による支配などを捉えて将軍を「王」と呼ぶことについて

は何ら差し支えがなく正しいことと考えているが、将軍宣下儀礼の分析において将軍を王とするのは賛同しがたい。なぜならば、将軍宣下という国家制度において、宣下する主体が王であり宣下される主体は、飽くまで臣下であり臣僚であるからである。今日的な例に例えるならば、社長が専務を任命することが定款で定められている会社では、有力社員がゴリ押して何ら実力のない社長に圧力をかけて専務に任命されようと、制度上、何ら実力のない社長があくまでも社長であり有力社員は社長ではなく専務に過ぎないことと同じである。

つまり、王権が第一義的に国家システム・制度である以上、客観的に成立している地位と役割の統合体（制度）のなかに組み込まれている個々の確立された公的な「地位と役割の複合体」（役職・地位とその職務）が唯一の指標になるのである。現実に政治等を動かす実力（勢力）は、それが「地位と役割の複合体」（役職・地位とその職務）に組み込まれていない限り、制度的位置づけとは無縁である。つまり、ライフルやピストルで武装した集団が町で屯して周囲を威圧・管制する勢力を有していても、それは「破落戸集団」であり国家制度（国家的な「地位と役割の複合体」）としては数えられないが、同じように武装し周囲を管制している集団でも、法律にもとづき地位や任務を与えられていれば警察や軍隊として「地位と役割の複合体」として国家システムの一部分として位置づけられるのと同じである。

注意すべきは、幕藩制国家下にあっては、この「地位と役割の複合体」に関して、相異なる二つの体系が並存している点である。一つは、勢力と相関性を持つ複合体であり、もう一つは、勢力ではなく国家的身分編成や宗教に関する権威・権能に依拠した複合体である。

すなわち、前者は、最強最大の個別封建領主権力が中央統一権力化した公儀権力者（「封建王」）であり、後者は律令制国家の古代王権に淵源を発し中世権門体制の「王権」の系譜を引く天皇である。前者は、関ヶ原の戦い・大坂の陣の勝利により圧倒的な勢威（勢力）を確立し統一的な封建的土地所有編成権を掌握し天皇を含む全封建領主階級に対し行使するとともに自己を頂点とする幕藩制的政治機構を整備し天皇をも含む全階級に対し「法度」「定書」などによる支配を行った封建王権である。これに対し後者は、固有の暴力装置を有さないものの律令制国家の王権としての官位叙任権を継受し国家的身分編成の「淵源」たり得る唯一の君主（世俗王）としての性格と、聖職者は勿論、神に対してでさえ位を授けるなどといった神権的権能を有する神聖王としての性格を併せ持っている王権である。

小論では、このような王権に関わる「地位と役割の複合体」を「王権」システムと呼ぶこととするが、留意すべきは、二つのそれぞれの「王権」システムにおいては、異なる「王権」システムの「王」を、「王」の下位に定置していた点である。

すなわち、公儀権力者を「王」とする「王権」システムにおいては禁領の宛行いに見られるように天皇は公儀権力者ではなく公儀権力者の下位にあり、天皇の「王」とする「王権」システムにおいては将軍宣下に見られるように公儀権力者は天皇の下位にあったのである。

筆者は、この二つの「王権」システムのうち、後者のシステムについて、寛保元年の将軍徳川吉宗の右大臣昇進、将軍世嗣大納言徳川家重の右大将兼任、家重長子徳川竹千代（家治）の元服・大納言叙任を素材にして検討したことがある。[③]

その際、徳川将軍家の当主である吉宗が世孫（竹千代）の「元服御官位」を天皇が「被仰出」ことに対し「忝思召旨」の御礼言上をしていたことなどを指摘して次のような要約を述べたことがある。

① 竹千代の元服「仰出」・官位授与に対する将軍吉宗の御礼言上や天皇よりの祝儀受領における「頂戴」の所作・御礼言上などに見られるように天皇を主君とし将軍を臣下とする君臣関係が存在し将軍自身、そのような認識を有していたこと。

② 吉宗・家重の転任・兼任儀礼においては吉宗以下、主要な参列者は朝廷の礼装を着用しており、その式次第と相俟って、この儀礼が基本的に朝廷の「権門」当主に対する儀礼として行われていたことが知られること。

③ 竹千代の元服は、君主たる天皇の元服「仰出」と徳川将軍家の「家長」「世嗣」たる吉宗・家重の決定との二段構えで行われており、それに対応して天皇の元服「仰出」に対応する儀礼では徳川将軍家の「家長」たる将軍吉宗が天皇に対する御礼を言上しているのに対し、徳川将軍家の「家長」「世嗣」たる吉宗・家重の決定に対しては竹千代が「家長」で祖父の吉宗、「世嗣」で父の家重に対し御礼を行っていること。

④ 竹千代の元服儀礼においては、宣旨・位記の受領を担当する高家のみは朝廷の服制に従っている一方、その余の幕府方の人間は武家の服制を用いるなど、「権門」の嫡孫に関する天皇と「権門」との間の儀礼と「権門」（徳川将軍家内部）の儀礼との二段構成であると判断されること。

⑤ 以上のことから、徳川将軍家の二つの儀礼において「権門体制」的要素が看取されることは否定できないであろうこと。

上記の指摘は、それ自体、誤りのないものと考えてい

るが、同儀礼について幕府・朝廷間における交渉が如何なるものであったか、に関してはまだ検討していない。

次節においては、朝幕間交渉の幕府側の記録である『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』(国立公文書館内閣文庫所蔵)を素材にしてこの問題を明らかにしていきたいと思う。

第二節　官位叙任・元服と朝幕交渉

第一小節

徳川吉宗・家重・家治三代の官位叙任・元服は、将軍吉宗の発意によって始まっている。

すなわち、叙任・元服に関する幕閣と京都所司代間の用状の往復をまとめた『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』の最初の丁に所載されているのは、元文５年７月16日「奥より出候書付」である。このなかで、将軍吉宗の意向として次のような方針と朝廷への確認事項が提示されている。

一　左右大臣左右大将者各一人充之定候武家当官之外と有之事ハ勿論堂上官人之員数之外と申義ニ而格別と申ニ而ハ之無候(以下、虫損により大意を掴めず、略)

一　来春ハ大将ヲ
大納言江御譲被成度段　奏聞可被成候様思召候左候得者大将ヲ御辞退ニ而候事

一　大将ヲ
大納言様江御譲以後随身兵仗宣下有之儀歟内〻可承合事
　随身之　宣下ハ大将ニ而無之人ニ出申事ニ而大将当官之人ニ者其沙汰無之事と御覚候此所ヲ承合度与之御事

この書付には、関連する前例として次のような事例を挙げている。

一台徳院様ニハ慶長六年被任大納言同八年右大将御兼任右者御家督以前之事
一慶長十年
権現様征夷大将軍ヲ
(一行虫損のため判読できず)
被任内大臣候事
一権現様ニハ始終大将之御沙汰ニ及ハレズ
征夷大将軍斗御兼帯ニ而候随身兵仗
宣下ハ慶長八年右大臣江御転任一台徳院様之時有之候事
一台徳院様ニ者慶長十年
将軍　宣下之時被任内大臣其以後
大将御兼帯之儀不相見随身兵仗
宣下ハ有候事
　右者公卿補任并御年譜ニ相見候す

まず、第一条では、武家当官外制の確認を行っている。

第二条では、徳川吉宗が兼帯している近衛大将の官を大納言様(徳川家重)に譲ることを「奏聞」し、近衛大将の官を辞することを述べている。

第三条では、吉宗が家重に近衛大将の官を大納言様(徳川家重)に譲ると、本来、近衛大将に付随している「随身兵仗」の栄典を失うため、改めて「随身兵仗」に関し宣下を行うことについて朝廷側の内諾をとろうとしている。

そして、歴代徳川将軍で「随身兵仗」の宣下を受けた次のような前例(徳川家康・同秀忠)を挙げ、この内願の根拠としている。

・徳川家康が近衛大将の官職に生涯つかず征夷大将軍のみ兼帯したのであり同人に対する「随身兵仗宣下」は慶長八年の右大臣転任の時である。
・秀忠は、家督相続前に大納言に任官、その後右大将を兼任しているが、征夷大将軍・内大臣の同時宣下以後は右大将を兼帯していないものの「随身兵仗宣下」は受けている。

この書付に関連して京都所司代土岐頼稔は、「為心得内々承置度儀有之」として武家伝奏前大納言冷泉為久・同葉室前大納言頼胤に対し閏７月12日付で質問書を送っている。両伝奏は、閏７月18日に質問書を受領、即日、関白・内覧の一条兼香を訪ね、この質問書を提出している。兼香は、この件について「中山中納言相招令相談而密〻被取帰畢」とあるように中納言中山栄能を招き対応を相談している。『兼香公記』では、その後の対応の詳細に関しては不分明であるが、『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』によれば、同月21日に関白よりの回答が武家伝奏より京都所司代に伝えられている。因みに、質問書及び回答は次のとおりである。[④]

ⅰ．閏７月12日付質問書
以別紙得御意候為心得内々承置度儀有之左ニ申進候
一大中納言当時何茂権官ニ候往古者差別茂有之昇進之事ニ候哉権官而已ニ相成候之義何比より之事ニ候哉
一大臣たる人之大将兼官無之ニ随身兵仗宣下有之事ニ候大将兼官候得ハ右之
宣下無之事と承及候弥其通ニ候哉
一摂家方昇進之次第左右中将より不被歴参議大中納言昇進之事ニ候此儀如何様之子細ニ候哉
右之訳委細御報ニ被仰聞候様ニと存候

ⅱ．同月21日回答

一　大中納言当時何茂権官ニ候往古
天武御宇始被置正大納言　持統御宇
被置正中納言　称徳御宇被加権中納言
淳和御宇権大納言其後或正権連綿
或不懸代々不同ニ候但正官者以　宣命
被任権官者除目◇◇被任之候（虫損により判読できず）甚希候◇◇（虫損　）親◇（虫損判読できず）
五年正大中納言各一人被任是茂任大臣◇
宣命を以被任候事
於職掌者無差別正員之外称権ニ候昇進
様先任権官其後転任正官事候

一　任大臣之人〻尤随身兵仗　宣下有之事ニ而は無之候大将兼官之大臣大将辞退之後如元之　宣下有之候任大臣之節大将兼官候得者更不及　宣下候事

一　執柄家昇進之次第左右之中将より不歴参議納言ニ昇進之事如何との儀尤五家末分以前関白師道五家之租任参議其後絶而不任候此儀者公事之日大臣仰参議諸事催行候猶摂関之家ハ不応其職掌之儀故古来より不被任事

質問書の第一条は、大中納言に関して「何茂権官ニ候」という現状をふまえ、昔は正官・権官の「差別茂有之昇進」が行われていたか、何故に「権官而己ニ相成」った理由を質している。これは、徳川将軍家が任じられている大納言の官位が正官ではなく権官であるため、正官・権官の差別やその由来を尋ねている。この条文の目的が、徳川将軍家の大納言が権官であっても何ら支障のないものであることを確認しようとしたものであるか、あるいは、徳川将軍系の嫡子・嫡孫には権官ではなく正官に任じられるようにするために朝廷側の基本的立場を質そうとしたものであるか、の孰れかと考えられる。

これに対し、回答の第一条において、朝廷側は、最初に大納言・中納言をめぐる正・権官成立の経緯、正官の任命は宣命、権官は除目によるとの任命手続きを紹介している。その後、具体的事例について触れているものと考えられるが、虫損のために完全には理解できない。ただ、注記において、正官・権官の間に職掌に差がないこと、権官は先任順で正官に昇進することを説明している。

質問書の第二条は随身兵仗に関する質問であるが、大将兼帯ではない大臣が随身兵仗の栄典を受けるためには随身兵仗の宣下を受ける必要があるが、大将兼帯の大臣の場合は宣下を受けずに随身兵仗の栄典を受けることとなっていることに関して、その真偽を確認しようとしたものである。

これに対し、回答の第二条において、朝廷側は、大臣については「随身兵仗」の宣下はなく同栄典は付与されないが、大将兼帯大臣の場合は宣下なしで付与されると説明し、大将兼帯の大臣が大将を辞した場合は「如元之宣下」により同栄典も継続するとしている。

この随身兵仗の栄典に関する朝幕間の遣り取りは、同栄典が、本来、大将付随の栄典であることに基づいていることによるものであり、近衛大将を家重に譲ることにより「随身兵仗」の栄典を失うことを懸念する吉宗の心配を解消するに足るものと判断される。

質問書の第三条は、摂関家の昇進の家例のうち、「左右中将より不被歴参議大中納言昇進」の部分について、その由来を問い合わせたものである。

因みに、摂関家の子息の官途が元服後、五位の少将、または四位の中将に任じられた後に納言に昇進するのに対し将軍家の嫡子は元服後、直ちに大納言に任じられており官途において徳川将軍家の摂関家に対する優越性を窺える。ただ、通常、四位の中将から太政官への官途をたどる場合、参議を経て中納言・大納言に昇進していくため、参議を経ない点は、摂関家の官位昇進に関する家例の他の公家への優越性を示すものである。[5]

従って、この問い合わせは、摂関家の官位昇進に関する優越性の根拠を質したものであると同時に官位昇進の場における摂関家への徳川将軍家の優越性を朝廷側に印象づけるものであったことは否定できないであろう。

この問いに対し、回答の第三条において、朝廷側は、藤原師通が参議に任じられたのが最後で以後は摂関家で任じられた例はないとし、摂関家の子弟が参議に任じられない理由は、参議が大臣の指揮を受けて「諸事催行」わなければならない職掌を有しており、かかる職掌は摂関家の人間が担当すべき職掌としては相応しくないことであるとしている。

以上のような朝廷よりの回答を受けて幕閣は、朝廷側も示した「随身兵仗」の宣下手続きを踏むことにより吉宗の「随身兵仗」に関する懸念を解消するなどし、世嗣への右大将の「御譲」や嫡孫への大納言叙任の手続きを開始している。すなわち、『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』によれば、閏７月29日に次のような指令を記した書付を老中は京都所司代土岐頼稔に送っている。

竹千代様来春者御元服之可為御沙汰候左候得者先例之通従二位大納言可為御任叙御事候就夫来春者
公方様右大将之儀　大納言様江御譲被成度段
奏聞可被遊様ニ被　思召候此段内〻伝
奏衆迚可被申入之旨
御意候
一右之通ニ候得者
公方様ニ者右大将御辞退之御事候条

随身兵仗之　宣下有之度御事候

まず、冒頭で先例通り元服する竹千代の従二位大納言叙任について触れているが、竹千代が任じられる大納言は「権大納言」であり、「先例之通」の文辞に象徴されるように世嗣への右大将の「御譲」や嫡孫への大納言叙任は徳川将軍家が当然のことと享受できる家例の範囲のものとして発想されているのである。

そして、これら徳川将軍家の叙任・宣下について吉宗が「奏聞」すべきことを命じていることは、天皇を「君主」とする官位体系に吉宗が「朝臣」として服していたことを意味しており権門体制的秩序のなかにあったといえよう。

このような老中よりの指示を受けた京都所司代土岐頼稔は、武家伝奏に老中書状と先例を記した覚を武家伝奏に伝達している。

８月15日、武家伝奏は、関白一条兼香・右大臣一条道香を訪ね、京都所司代から伝達された書付三通を伝達している。このとき、伝達された老中書付の本紙の内容は、父兼香とともに内覧を務める道香に「役料」として米五百俵を給することを通知したもので、別紙として前引した閏７月29日の書付と次の「先御代之例」の合計二通が伝達されている。[6]

先御代之例

一台徳院様ニハ慶長六年被任大納言同八年右大将御兼任右者御家督以前之事

一慶長十年

権現様征夷大将軍ヲ台徳院様ニ被為譲

将軍　宣下之同日被任内大臣候事

一権現様ニハ始終大将之御沙汰ニ及ハレズ

征夷大将軍斗御兼帯ニ而候随身兵仗　宣下ハ慶長八年右大臣江御転任之時有之候事

一台徳院様ニ者慶長十年将軍　宣下之時被任内大臣其已後大将御兼帯之儀不相見随身兵　仗　宣下ハ有候事

兼香は、「先御代之例」が叙任・宣下年を記すに止まっているため、年月日にわたる確認を行っている。すなわち、翌16日、鷹司家より、「有隣軒大乗院・醍醐大納言など」の記録にもとづき確定された下記の叙任・宣下の期日が知らされており、幕府側の「先御代之例」に記載された徳川将軍家の家例情報に誤りがないことが朝廷側でも確認されている。

源家康公

慶長八年二月十二日　　転任右大臣　　六十二歳

同日　征夷大将軍随身兵仗等　宣下

源秀忠公

慶長六年三月廿七日　　任権大納言

同八年十一月七日　　兼右近衛大将　家督以前

同十年四月十六日　　任内大臣　同日将軍宣下

この確認後、同日申刻に兼香父子は参内し、「昨日関東申来書付入御覧願之通被仰出之由也」とあるように天皇に幕府よりの「書付」を見せ天皇より幕府の内願の通り官位の叙任・栄典の宣下を行うべき裁可を得ている。[7]

これらの天皇の内々の決定を得て、武家伝奏は、「内々被及言上候被　聞召置一々御尤之御事ニ思召候由御沙汰ニ候旨」と吉宗の右大臣昇進とに関する「書付」を土岐頼稔に「達」している。そして、併せて武家伝奏の意向として、幕府側よりの「表立候而之御沙汰年内ニ茂被　仰遣候様有之度御事」が伝えられている。[8]

また、このとき、将軍吉宗を内大臣から右大臣に昇任させるという朝廷側の意向に関し、吉宗が受諾するかを吉宗に問い合わせることを天皇が「仰出」ている。[9]

朝廷よりの官位叙任・宣下の内諾を得た徳川吉宗は「満悦」の意を示すとともに右大臣昇進に関する天皇の「内意」に沿う「領状」の意向を示している。８月27日、幕閣は、土岐頼稔に用状を送り、吉宗の「満悦」と「領状」の意向を伝えるとともに、「竹千代様御元服之儀又右大将御譲事極月上旬ニ其地江相達候様表立被仰進ニ而可有之候」と達し、12月に正式に幕府より朝廷に奏請する予定であり、「随身兵仗　宣下之事」についても同様であるとしている。[10]

この幕閣用状の内容を京都所司代より知らされた両武家伝奏は、９月３日、関白一条兼香父子を訪ね、８月27日付の幕閣用状の内容を伝えている。

（九月）三日

（中略）奏入来父子共見之書付持参之

竹千代様来春御元服先例之通従二位大納言之御任叙之議　公方様右大将大納言様被御譲　被成度之儀且又随身兵仗宣下之事先立而内々得其意候之通被及御沙汰被聞召置候との御事御紙面を以年寄共へ申遣之及言上候之処御満悦之御儀ニ候之段申来候事

一公方様右大臣御転任之事先年被仰進候之節者御辞退之御儀ニ候来春御転任之儀被仰進候ハヽ御領状之御事ニ可有之哉先内〻申談候之様ニ被仰出候之旨御書付を以年寄共へ申遣之及言上候之処来春御転任之事被仰進候ハヽ御領状被遊之旨可有之候此段宜得其意旨申来候事

別紙

竹千代様御元服之儀大納言様江右大将御譲被遊度之儀且又随身兵仗宣下之事極月上旬表立被仰進ニ而可有之候之由年寄共より内々申越候事

別紙

右大臣転任之儀と元服之事表向申達候節こなたより表立可被伝進候事[11]

翌々５日に一条兼香父子は参内して、この幕府よりの

書付（「返答書三通」）を天皇に「入御覧」れている。[12]

さらには、９月19日に武家伝奏は、京都所司代からもたらされた「大樹公任右大臣大納言為右大将之段竹千代君元服之段元服之由」を書き記した幕府よりの書状を関白・内覧一条兼香に見せているが、兼香は、それらを「悉写留」めている。その後、一条兼香父子は参内し「参御前自関東書状共悉入御覧」れたところ「被聞召之也」という結果を得ている。[13]

以上で、将軍家３代の叙任・宣下に関する内奏の段階を終了し正式手続きの段階に向け衣装の打ち合わせなどの準備・打ち合わせの段階に移行している。

これらの経緯に関連して次のことが確認できよう。

この交渉過程において、徳川将軍家三代の叙任・元服及び栄典の宣下に関して行われた朝幕間の手続きは、徳川将軍家の家長（公儀権力者）→老中→京都所司代→武家伝奏→関白・内覧→天皇という過程を辿って行われていた。

この過程で、徳川将軍家の家長（公儀権力者）は、叙任・元服及び栄典の授与を発意する存在で、その意志は幕府内の分掌に従って朝廷側の幕府窓口である武家伝奏に伝達され朝政の中枢を担う関白・内覧を経て天皇に内奏されている。この内奏を受けた天皇は、その可否を判断し、その結果を「仰出」している。この天皇の命令は、前出した同じルートを逆行して徳川将軍家の家長（公儀権力者）のもとに届けられている。さらには、天皇の「仰出」に沿うかたちで徳川将軍家の家長（公儀権力者）が奏請する旨を天皇は「被聞召之」れている。

このように、天皇は、叙任・元服及び栄典の宣下について「裁可」「命令」「聞届」ける決定・命令権者であり「君主」であったのであり、これに対し、徳川将軍家の家長（公儀権力者）は、発意し奏請する存在であり「朝臣」であったのである。

かかる図式は、近世官位制度が、天皇を王とする古代律令制国家に淵源を発し中世権門体制において天皇による国家的身分編成原理として用いられていたものを継承したものであったことを考えると、当然のことと考えられる。

このため、当然、朝幕間における交渉原理も権門体制に即したものにならざるを得ず、閏７月の質問書やそれに対する回答書に見られるように幕府・朝廷双方とも律令官制をめぐる前例・有職故実に拘泥しており、そのなかでも「先御代之例」＝「家例」に規定されているのである。

第二小節

前小節に述べたように、内奏手続きを終了した幕府は12月に正式手続きに移ることを朝廷に奏達している。

これを承けて、12月朔日、老中は連名で京都所司代土岐頼稔に対して次のような用状を発している。[14]

一筆令啓候来春
竹千代様御元服可為御沙汰候依之先例之通　御官位之儀　宣下有之候様被遊度　思召候就夫
公方様右大将之儀
大納言様江被成　御譲度候左候得者
公方様右大将　御辞退之御事候条　◇◇◇　◇之
宣下之有度　思召候◇◇◇
達　　叡聞旨伝　奏衆江可被申入◇
恐々謹言
　十二月朔日　　連名
　　土岐丹波守殿

先達而申達候通来春
竹千代様御元服御官位之儀右ニ付
右大将御譲之事且又随身兵仗之儀等此度表立被　仰進候付以奉書相達候間被得其意宜被　取計候以上
　十二月朔日　　連名
　　土岐丹波守殿

京都所司代土岐頼稔に宛てたこれら二つの老中連署の文書は、前述した朝幕間の下交渉の成果を受けて、「竹千代様御元服御官位之儀」、将軍吉宗の右近衛大将職辞退と嗣子家重の同職襲職、吉宗の「随身兵仗旧の如し」について正式な手続きに入ったことを示したものである。

前者の用状は老中奉書で、虫損により一部判読できないが、その内容は、次のとおりであろう。

① 竹千代に対し吉宗が「御元服可為御沙汰」をしたいが、それにともない竹千代に対し「先例之通　御官位之儀　宣下有之候様被遊度」と吉宗が「思召」していること。

② 吉宗が家重に対し「右大将之儀」を「御譲度」いとしていること。

これら二つの項目は文面から確実な内容であるが、虫損を含んだ末尾の部分は、その前に「公方様右大将　御辞退之御事候条」とあるため、後述する後者の用状の内容と考え合わせると、吉宗の右大将辞退に関連した内容であることは間違いのないところであり、「◇◇◇　◇之　　宣下」とは「随身兵仗旧の如し」とする吉宗への「宣下」であったものと判断されるのである。

すなわち、前者の老中奉書は、これら３点についての吉宗の「思召」を武家伝奏より天皇に奏上して、その允可をとることを求めたものであったのである。

後者は、前者の老中奉書に付随する京都所司代宛老中連署の用状であるが、その内容は、「竹千代様御元服御官位之儀」にともなう「右大将御譲之事且又随身兵仗之儀等」に関し「奉書」で正式に伝達することを伝え、このことについて遺漏無く進めるように命じたものである。

なお、12月21日に「大樹竹千代江名被送家治ト称之由也」との京都所司代からの書付を伝奏が兼香に手渡している。[15]

また、12月13日に次のような武家伝奏宛老中奉書（ⓐⓑ）と京都所司代宛老中書状（ⓒⓓ）が発せられている。

ⓐ

一筆致啓達候来春
竹千代様御元服御官位御沙汰ニ付
公方様右大将之儀
大納言様江御譲被遊候御事候得者目出度
公方様右大将　御転任之儀可有
宣下由被　仰出候旨及言上候処被為
思召附候御儀忝被　思召候此由宜有
奏達候恐惶謹言
　十二月十三日　　連名

　冷泉前大納言殿
　　葉室前大納言殿[16]

ⓑ　　30丁

一筆致啓達候来春
竹千代様御元服御官位御沙汰候依之先例之通　御官位之儀　宣下有之様被遊度
思召候就夫
公方様右大将之儀
大納言様江御譲被遊度候左候得者
公方様右大将　◇　辞退之御事候◇
兵仗之　　宣下之有度　　思召候由◇◇
丹後守迠以奉書相達候趣被達
叡聞候処可来春可有　　宣下之旨被
仰出候段及言上候処忝被　思召候此由宜
有　　奏達候恐惶謹言
　十二月十三日　　連名
　　冷泉前大納言殿
　　葉室前大納言殿[17]

ⓒ

伝　奏衆被申聞候者
大納言様右大将　御兼任ニ付右馬寮御監之宣旨も被為請候様ニ可被致沙汰候哉内々被　承合候由両卿書付被相達候ニ付被越之令承知候
右之趣及言上候処右馬寮御監之
宣旨茂被為請候様ニ与被　仰出候其段両卿江可被達候以上
　　正月三日　　連名
　　土岐丹波守殿[18]

ⓓ

馬寮御監之事若
征夷将軍ニ属し候儀ニ而ハ無之哉と御自分心得ニ伝奏衆江被相尋候処左様之品ニ者無之其表ニ而も左右大将江者馬寮御監之宣旨被下儀ニ候由両卿被申聞候由為心得此段も被申越候旨承届候以上
　　正月三日　　連名
　　土岐丹波守殿[19]

ⓐは、「竹千代様御元服御官位御沙汰ニ付公方様右大将之儀大納言様江御譲被遊候御事」に関して、（天皇が）「目出度公方様右大将御転任之儀可有宣下由」を「仰出候旨」を（老中が将軍吉宗に）「及言上候処」、（天皇が将軍よりの奏請に沿うかたちで）「被為思召附候御儀」に関して（将軍吉宗が天皇に対して）「忝被思召」ており、（武家伝奏より天皇に対して）「此由宜有奏達候」ことを求めたものである。

ⓑも、ⓐと同様の奉書であるが、一部判読不可能であるため完全には内容を把握できない。将軍吉宗が右大将を家重に譲るにともない失うことになるであろう榮典である「兵仗」「随身」のうち、「兵仗」の榮典を新たな宣下により確保し、その宣下について将軍吉宗が天皇に「忝」との謝意を天皇に「奏達」することを武家伝奏に求めたものであることは確実である。

かかる将軍の「忝被思召」の天皇への奏達は、官位叙任をめぐる「朝臣」としての君臣儀礼であることは論を俟たない。

また、例外とされる事項に関して一々勅許を得ている手続きの在り方は、朝廷に対する「勢威」の強大さを示しているとともに、逆に将軍家、官に付随する栄典に関して天皇を「君主」とする律令制の官職規定に即して将軍家の官位叙任が運用されていたことを示している。

このように律令制の官職規定に即して将軍家の官位叙任が運用されていた同様な事例は、「兵仗」の事例のほかに馬寮御監においても見出すことができる。

すなわち、正月３日付京都所司代土岐頼稔宛老中連署状において次のように書き送っている。

ⓒは、将軍吉宗から右大将職を「譲られた」家重に対し右馬寮御監の官を兼任させることを奏請するかしない

か、について武家伝奏から将軍吉宗の意向を内々で質したことについて書かれたものである。この武家伝奏の内々の問い合わせに対し将軍吉宗は、「右馬寮御監之宣旨茂被為請候様ニ与被仰出」ているが、右馬寮御監に関する武家伝奏の問い合わせは、朝廷側の前例に基づいていたのである。それは、ⓓの「馬寮御監之事若征夷将軍ニ属し候儀ニ而ハ無之哉」という京都所司代の質問に対し、武家伝奏が「左様之品ニ者無之」と馬寮御監の官が征夷大将軍に付随する職であることを明確に否定し「其表ニ而も左右大将江者馬寮御監之宣旨被下儀ニ候」と公家を右大将に任命する際にも「馬寮御監之宣旨」を下していると説明していることでも明らかである。

これらの応答は、将軍宣下の際に宣下される右馬寮御監任命が征夷大将軍に付随したものではなく公儀権力者が兼任する右近衛大将に付随したものであることを教えているとともに家重の右大将推任にともなう右馬寮御監兼任について将軍吉宗が、朝廷側の官職補任の慣例に従っていたことをも示している。

このように将軍家三代の官位奏請に関して、吉宗は、その奏請内容を、朝廷サイドと問い合わせを行いながら律令制の官職規定と古代以来の運用の慣例に即して決定していたといえよう。

そして、江戸城の宣下の場における服制についても、朝廷の基準が用いられている。

一　京都江次飛脚遣之

伝　奏衆被申聞候者承応二年

御転任之節御当日束帯之儀両卿為心得大外記方被相尋書付被差出候承応之度者

御衣冠ニ而　殿中五位以上衣冠との御事故

勅使束帯　院使等衣冠之事と被存候此度

御束帯ニ而　殿中五位以上束帯との御事

ニ ◇得共

◇◇役其外◇◇◇　　儀ニ◇◇

先被相尋候由ニ而書付被差出候二付写被越之◇承知候右被申越候通此度者何茂束帯之段可被達候

一右之内高倉土御門装束之儀被相尋候処

将軍　宣下之節土御門者束帯ニ而

御身固奉仕候高倉ハ衣冠襲ニ而

御衣紋奉仕之後於　殿中束帯ニ被改候由ニ候

此度茂右之通ニ可之有之哉と被申聞候此度茂

右之通之段可被達候

一承応之度者官務参向之由書付相見え候

此度者御用無之儀ニ候間参向ニ及間敷と被存候旨両卿被申聞候由承応之度官務参向之訳猶又被承合官務江被相尋候処何之御用と◇不相知由ニ候尤此度者官務参向ニ者及間敷と被存候◇◇◇◇◇　　此度◇◇　　不及候

享保十年　　御元服御官位之節

勅使以下狩衣少納言衣冠単大外記以下地下之輩何茂衣冠単と相見え候此度

御元服御官位之節弥可為右之通候哉内〻被承合候由ニ而書付被差出候二付是又写被越之　候此度も享保十年之節之通たるへき旨可相達候以上

二月二十二日　　松平左近将監

土岐丹後守様

此度　御転任ニ付而　御衣紋

御身固ハ先例之通可有之候　御兼任ニ付而も

御衣紋　御身固有之儀ニ候哉此段拙者為

心得承置候以上

二月二十二日　　松平左近将監

土岐丹後守様[20]

この用状では、内容的には、主として徳川将軍家三代の官位叙任を「成人」である吉宗・家重に対する官位叙任儀礼と家治の「元服」儀礼を分けて記述されている。

第一条・第二条は吉宗・家重に対する官位叙任儀礼についての部分である。

第一条は、「両卿」（武家伝奏）が、江戸城中の転任儀礼において束帯を着することに関して、その前例を朝廷側の実務担当責任者ともいうべき大外記に問い合わせ、その回答の内容を老中松平乗邑から京都所司代土岐頼稔に通知したものである。

このなかで先例となっているのは第４代将軍徳川家綱が内大臣から右大臣に転任（右近衛大将兼任如元）した承応２年の事例である。

すなわち、第４代将軍徳川家綱が内大臣から右大臣に転任（右近衛大将兼任如元）した承応２年の先例で、勅使は束帯、院使は衣冠であり、将軍家綱が衣冠を着し五位以上の大名･旗本の装束も衣冠であったと報じている。因みに、家綱は、寛永18年（1641年）の生まれで承応２年（1653年）の時点では数えの13歳の年少であるため、正式の礼装である束帯ではなく略式の礼装である衣冠を着していたものと考えられる。このため、五位以上の大名･旗本は、束帯を着するのを憚って衣冠を着していたものと判断される。

そして、「御衣冠ニ而　殿中五位以上衣冠との御事故勅使束帯　院使等衣冠之事と被存候」という文言に示されるように将軍の衣冠という「略正装」は勅使・院使といった朝廷側公卿の装束に影響を与え、官位叙任伝宣手続きを行う勅使は正式の礼装である束帯を着しているものの、上皇よりの賀使である院使は衣冠に止まっている。そして、今回は、吉宗が、正式の礼装である束帯を着するために、これに準じて「殿中五位以上束帯」と規

定されているのである。つまり、勅使・院使の装束に関しては、虫損などもあり、この史料では直接的には確認できないが、「此度者何茂束帯之段　可被達候」に見られるように多分、束帯であったものと判断される。

第二条は、装束・身固を掌る高倉・土御門の装束について述べている部分である。

身固は陰陽道の呪法の一つで、護身の呪を衣装にかけ、その衣装を着けることにより吉宗以下将軍家３代は身を護ることができるというものである。衣紋は、衣装の着付けで、ここでは叙任儀礼の場における将軍家３代の衣装の着付けである。前者は土御門家、後者は高倉家がそれぞれ家職としている。そして、身固めを行う土御門は束帯、衣紋を担当する高倉は、衣紋の際は略正装である衣冠で、その後、束帯に着替えるとしている。

第三条は、官務の江戸への東下の有無と家治の「元服」儀礼における装束に関して述べられている。

官務は、大外記とともに朝政実務担当責任者に数えられる存在であるが、江戸城では用務がないとして東下しないことを朝廷側に確認をとっている。

次いで家治の「元服」儀礼における装束について記しているが、享保10年の家重の元服儀礼同様、「勅使以下狩衣少納言衣冠単」、「大外記以下地下之輩何茂衣冠単」の装束を着することとされている。

以上、正式手続き段階の朝幕交渉に関して述べてきたが、第六代将軍徳川家宣の正室天英院が寛保元年２月28日に死去したことにより元服叙任儀礼は、寛保元年８月に延期されている。[21] なお、この余の交渉については紙数の関係で割愛することとするが、この正式手続き段階の朝幕交渉においても、官位叙任儀礼において天皇と将軍との間の君臣関係を確認するとともにその交渉において貫徹していた原理が律令制的官位制度にもとづく有職故実・先例や家例であったと判断されるのである。

第三節　徳川将軍家の「権門」としての確立

徳川将軍家の家長（公儀権力者）は、天皇を「王」とする王権システムの下において「朝臣」として自己を定置し、有職故実の規制を受けつつ天皇から官位の叙任・栄典の付与・元服に関して勅命を受ける存在であったのである。しかし、留意すべきは、このような天皇を「王」とする王権システムにおいて、他の封建領主に比して、徳川将軍家の家長（公儀権力者）がいかなる位置づけを有していたか、という問題である。

第２節第１小節で触れたように、摂関家の子息は、元服後、五位の少将、または四位の中将に任じられた後に納言に昇進するのに対し将軍家の嫡子は元服後、直ちに大納言に任じられており、官途において徳川将軍家の摂関家に対する優越性を看取することができる。

これについて、幕府側は、摂関家の子息の官途が元服後、五位の少将、または四位の中将に任じられた後に納言に昇進するのに対し将軍家の嫡子は元服後、直ちに大納言に任じられており官途において徳川将軍家の摂関家に対する優越性を示すものであった。事実、林道春が記した『家綱公元服記』（国立公文書館内閣文庫所蔵）には、「今日直叙従三位直任大納言之儀者元和六年将軍家始テ大納言直任シマシマス御吉例（中略）昔淳和天皇之時源定三位ニ叙鳥羽院御宇源有ニ三位直叙ストイヘ共タメシスクナキ事也イワンヤ直任大納言吉例ヲ用給ヲヤ累代摂家前代柳営之叙爵ニ高ク超越シ給事誠末代迄ノ可規模」とあり、元服後、直ちに従三位・大納言に叙任される初例は「元和六年将軍家始テ大納言直任シマシマス御吉例累代摂家前」（徳川家光の叙任）であるとしている。そして、この「直叙従三位直任大納言之儀」は、淳和天皇治下の源定と鳥羽天皇治下の源有の例があるだけで摂関家や鎌倉幕府・室町幕府の将軍家では例がないものとして徳川将軍家に対する「厚遇」を誇っている。

しかも、『家光公御請書下書』（国立公文書館内閣文庫所蔵）や壬生家に記録である『官位之次第』（宮内庁書陵部所蔵）によれば、家光は、無位から元和６年正月５日に従三位に叙任された直後の同月７日に正三位に陞叙され、同月11日に権大納言に任じられ、さらには将軍宣下を受けた元和９年７月27日に正２位に昇叙されてる。そして、『秀忠公御請書下書』（国立公文書館内閣文庫所蔵）によれば、家光の父で二代将軍秀忠が初めて官位を受けたのが、天正15年８月８日、「豊臣朝臣秀忠」として従五位下侍従に叙任されていたことを考えると、徳川宗家が「権門」として世嗣の叙任を受けたのは家光の代からであり「直叙従三位」「直任権大納言」を受けて数日を経ぬまま「正三位」に進むことがその初例であることが確認できる。

このような徳川将軍家に対する官位上の破格の厚遇に関しては、朝廷側には、不本意のものであったらしく、「直叙従三位直任大納言之儀」が徳川将軍家の家例になるかの成否を決定する家光の世嗣家綱の元服における叙任の際に摂関家や鎌倉・室町両幕府の将軍家世嗣の元服例に倣った正四位中将の叙任の可能性を試している。

すなわち、徳川将軍家世嗣徳川家綱の元服・叙任のために江戸に下った武家伝奏菊亭経季と飛鳥井雅宣は、正保二年四月十八日に江戸城中で将軍徳川家光との間で次のような遣り取りを行っている。一、同十八日、両伝奏被為被為召登城、午ノ後刻、御白書院江出御、御長袴、御腰物今川刑部大輔

両伝奏両人一度御目見、披露吉良若狭守、
御前江召、今度若君様御任官之儀、御尋被成候、
一、四位中将之義、若君様御若年故被仰出候哉、何とそ相替様子も候哉と御尋被成候

伝奏御請

一、御ふかそきの刻、御官位無御座候てハ如何ニ候間、武官ニても御座候間、御若年ニ候間、武官を御うけ被成、其後大納言御うけ候ハヽ、一段御様躰よく御座候ハんとの儀ニ候、別ニ少も相替様子ハ無御座候、次ニ大納言御昇進当日、御推任ニ正二位被進之候、
結構成義、被思召候て之儀御座候、中将之儀、御推任御同前之御心地ニ被思召候て之儀御座候、乍去中将之儀、何様ニも公方様御心次第ニ可然被思召候由被申上候
一、上意被為入御念候通ハ御満足被思召候、併此方次第と御意候間、被思召ニは此前より之御吉例ニ候間、すくニ大納言ニ御昇進被成度、被思召候、

伝奏御請

一、何様ニも上意之通、可然奉存候旨、被申上ル、
一、正二位ハ若年ニも候間、余り高位結構過候間、伝奏如何存候旨、上意、

伝奏御請

一、何様ニも結構ニ御様躰可然様ニ被思召被進之候、目出度義ニ奉存候旨申上ル[22]

まず、直線部で、家光が伝奏に対し、「若君様」(家綱)に対し、「四位中将之義」に叙任することを後光明天皇が「仰出」たことを知ることができる。自分の元服時の叙任と異なる「仰出」に対し、家光がその理由を武家伝奏に質したところ、武家伝奏は、「ふかそき」(深削)の儀礼時に将軍家の世嗣が官位を有していないのは問題があるので「若年」でもあるため、まず「武官」に叙任した後、大納言に昇進するのが体裁が良いと答えている。元来、「四位中将之義」に叙任することは、前述したとおり、[23] 鎌倉・室町両幕府の将軍家の先例に沿ったものであり、かつ摂関家の家例とも同じものであるため、朝廷側にとっては「少も相替様子ハ無御座候」事例であったのである。ただ、「直叙従三位直任大納言之儀」という家光の先例があるためか、朝廷側の姿勢は強固のものではなく「乍去中将之儀、何様ニも公方様御心次第ニ可然被思召候由」という天皇の意向も伝えている。

これに対し、「直叙従三位直任大納言之儀」を経験している徳川家光は、「被為入御念候通ハ御満足被思召」と天皇の配慮に謝意を表しつつも「此方次第と御意候間」「四位中将之義」に対して不満であり「此方次第と御意候間」と天皇の「御意」に甘えるかたちで「此前より之御吉例ニ候間、すくニ大納言ニ御昇進被成度」という意向を表明している。

この家光の意向表明に対して「何様ニも上意之通、可然奉存候」と武家伝奏は受け容れているが、家綱を正二位に叙することについては「正二位ハ若年ニも候間、余り高位結構過候間、伝奏如何存候」と家綱が幼少であることを理由として武家伝奏は抵抗している。

しかし、結局、家光の意向で正二位への陞叙が行われることとなっている。

すなわち、正保２年４月23日に、家綱の「御元服并御任官」が行われ、従三位大納言に叙任され、さらに天皇の特別な配慮（「御推叙叡慮之趣」）により従三位から正二位に即日陞叙されているのである。[24]

因みに『家綱公之記』(国立公文書館内閣文庫所蔵）に所収されている「家綱公御元服御作法之次第」正保2年4月23日条の該当部分は次の通りである。

若君大広間出御上段御着座（中略）勅使両伝奏菊亭前大納言藤原経季飛鳥井前大納言藤原雅宣殿上間ヨリ御座ノ左ノ次ノ間至テ直クニ叙従三位ノ位記直クニ任大納言之宣旨ヲ覧箱ニ入テ従五位下侍従源義冬 吉良若狭守　請取忠勝御前ヲ伺フ義冬覧箱ヲ捧テ御前江持参シテ牧野内匠頭信成ニ渡ス若君御頂戴之後信成ニ給テ義冬ニ渡ス義冬御床之上ニ置ク（中略）次ニ両勅使并院使園前中納言藤原實任上壇ニ至リテ御元服任官禁裏仙洞新院目出度思召之旨ヲ述テ退ク（中略）次ニ正二位御推叙ノ位記ヲ覧箱ニ入両勅使御次ノ間ニテ義冬ニ渡ス義冬御前江持参松平和泉守乗寿ニ渡ス御頂戴之後義冬請取御床之上ニ置ク此時勅使進出御推叙之叡慮ヲ述テ退ク

この儀礼において看取される点は次の三点である。

①　勅使による位記・宣旨の交付に見られるように天皇を君主とする律令制国家の官僚任命手続きを基本とする叙任儀礼であること。
②　「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」を実質的に選択決定しているのは徳川家光であったとしても、「此時勅使進出御推叙之叡慮ヲ述テ退ク」とあるように正二位の位記伝宣の際に勅使が、この叙位が天皇の特別の配慮・意向の結果であることを儀礼中に明言していること。
③　家綱は位記や宣旨を受ける際に「頂戴」という下位者が上位者に対して行う儀礼上の所作を行っていること。

まず、①についてである。言うまでもなく、『家綱公御請下書』(国立公文書館内閣文庫所蔵）によれば、これらの叙位に関する位記には「源朝臣家綱　右可従三位」「従三位源家綱　右可正二位」と記されており、この徳川将軍家の世嗣の元服儀礼が、天皇を「王」とし徳川将軍家の世嗣を「朝臣」とする王権システムの枠内で行われていることは自明のことである。

②においては、「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」

を実質的に選択決定しているのは徳川家光であったとしても、叙位の過程で勅使が叙任権者（「王」）たる天皇の特段の配慮・意向（「御推叙」）による叙位であることを「宣告」していることは、官位という国家的正当性・序列編成に関する社会的資源の配分（権力分野）については徳川将軍家がイニシアチブを掌握しているものの、叙位の正当性（権威の「淵源」）については「王」たる天皇に俟たざるを得なかったことを示している。

③に見出される「頂戴」という所作は、『国語大辞典』によれば「敬意を表わして、いただき物などを目より高くささげ、頭を低くさげること。うやうやしくささげること」というものである。

これに加え、「家綱公御元服御作法之次第」正保2年5月8日条には「将軍家（中略）白書院出御（中略）上壇着座（中略）両伝奏（中略）御前江召今度大納言殿御元服御任官并御推叙之御礼被仰渡テ退」とあり、勅使の武家伝奏に対し将軍徳川家光が「今度大納言殿御元服御任官并御推叙之御礼」を「被仰渡テ」いるのである。このような将軍による天皇への「御礼」言上は、上述した位記の宛名や「頂戴」の所作などと併せて官位叙任の場において、天皇を「君主」、徳川将軍家を「臣下」（「朝臣」）とする君臣儀礼が行われていたことを明示している。

以上の経緯を考えるとき、天皇を「王」とする「王権」システムにおいて、徳川家光は、摂関家や鎌倉・室町両幕府の将軍家世嗣の元服例に倣った正四位中将の叙任と明らかに差がつく「直叙従三位直任大納言」、さらには「叡慮」による正二位への「推叙」により徳川将軍家が摂関家より明らかに優越する家格を確立したものといえよう。すなわち、天皇を「王」とする「王権」システムにおいて徳川将軍家を天皇の下、最高の「権門」としての地位を確立してものといえよう。

このような指向は、家綱元服時には「女院御前」（東福門院、徳川和子）から「御冠烏帽子」を、[25] 家継元服時には中御門天皇より「御冠」、「烏帽子」を霊元上皇より贈られていることに見られる。[26] この「御冠」「烏帽子」を「女院御前」が「被進」れるのは家綱との間の叔母・甥という血縁関係（徳川将軍家の天皇の外戚）によるところが大きいと考えられるが、この前例が「家例」として家綱の次の将軍家世嗣の家継の際の家例になった可能性が大きい。また、懸緒は家綱の元服時は、「飛鳥井大納言御烏帽子之掛緒、進上之」とあるように他の公家や大名と同様、蹴鞠道の飛鳥井家より「進上」していたが、家継の元服時には「禁裏より御懸緒被進之旨於小御所両伝奏被申聞」と天皇より懸緒を「進」めることとしている。[27] この天皇よりの懸緒恵投は享保10年の徳川家重の元服時にも続いている。[28]

このように天皇や上皇が「御冠」「烏帽子」「御懸緒」を徳川将軍家に贈っていることは徳川将軍家の家格を上昇するものであったが、これが、霊元上皇の院政の影響であるかは即断しがたい。何故ならば、前述したように徳川家綱の元服時にも朝廷より「御冠」「烏帽子」が贈られているからである。すなわち、徳川将軍家出身とはいえ、後水尾天皇の中宮・明正天皇の生母で霊元上皇らの養母でもある「女院」（最高位の皇室の女性）による贈進は、朝幕間の前例となり得るものであり、山口氏が指摘する生父を無くした幼少の家継への霊元上皇らの配慮のほか、かかる前例の延長線上に霊元上皇らによる贈恵があったものと考えられる可能性が存在しているからである。そして、寛保元年の元服儀礼では、「御冠」「烏帽子」は徳川将軍家自身が高倉家に調進することを依頼しており、また、「御懸緒」も飛鳥井家よりの進上によっている。このことは、この家例の根拠となったと考えられる外戚関係の消滅に従って徳川将軍家の家格のプラスα部分が消えたことを意味していたのであるが、これが、徳川吉宗らの独自の方針か桜町天皇の朝政の影響かは管見の限りでは判断できない。

ただ、このようなプラスα部分が消失したとしても、天皇を「王」とする「王権」システムにおいて摂関家に優越する家例を持つ「朝臣」として最高の「権門」であったことは否定できないであろう。

そして、「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」を実質的に選択決定しているのは徳川家光であったとしても、国家システムとしての叙任権者（「王」）は天皇であり、それに即した令などの法や有職故実（慣習法）などの国家システムが確立していた以上、家光が如何なる「勢力」を有そうとも家光は飽くまでも「君主」としての天皇による叙任を仰ぐ「朝臣」であるため、徳川将軍家の元服儀礼は、天皇を「王」とする「王権」システムの埒内にあったといえよう。

第四節　結びに代えて

これまで徳川将軍家の元服儀礼に関して検討したが、徳川将軍家の元服儀礼に関する朝幕交渉において、律令制的官位制度にもとづく有職故実・先例や家例が原理として貫徹していたこと、官位叙任儀礼において天皇と将軍との間の君臣関係が確認できたと考えられる。また、徳川家光は、摂関家や鎌倉・室町両幕府の将軍家世嗣の元服例に倣った正四位中将の叙任と明らかに差がつく「直叙従三位直任大納言」、さらには「叡慮」による正二位への「推叙」により徳川将軍家が摂関家より明らかに優越する家格を確立し、天皇を「王」とする「王権」シス

テムにおいて徳川将軍家を天皇の下、「朝臣」のなかで最高の「権門」として自身のものとしている。

そして、徳川将軍家自身の官位・榮典については、自己の「王権」システム内では規定を有さず、天皇を「王」とする「王権」システムの制定法・慣習法に拠っていたのであるが、かかる「王権」システムの叙任手続きのなかに自己の「王権」システムを可能にした強大な勢力を反映させ、天皇の「御意」「御推叙叡慮之趣」＝「王」の命令により「朝臣」として最高の「権門」としての地位を獲得したのである。

しかし、この「推叙」が、天皇の「王」としての意志・配慮による特例のかたちをとっていたものの、「推叙」自体が天皇の「王権」行使における特例制度として想定されているため、基本的には官位制度の範囲内に止まっていたことは否定できないであろう。

さらには、東福門院が家綱の元服儀礼へ「御冠」「烏帽子」「御懸緒」を贈っており、これは、家継の元服儀礼において天皇や上皇により継受されており徳川将軍家の家例にプラスαを加えるものであり同家の家格を上昇させている。かかる家格の上昇は、外戚関係に基づくものと基本的に判断される。そして、この家例は、外戚関係が消滅した寛保段階では行われなくなっているが、「朝臣」のなかで最高の「権門」としての家格を毀損するものではなかったのである。

また、「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」という最高の「権門」としての官位を実質的に選択決定しているのは徳川家光であったが、国家システムとしての叙任権者（「王」）は天皇であり、それに即した令などの法や有職故実（慣習法）などの国家システムが確立していた以上、家光が如何なる「勢力」を有そうとも家光は飽くまでも「君主」としての天皇による叙任を仰ぐ「朝臣」であるため、徳川将軍家の元服儀礼は、天皇を「王」とする「王権」システムの埒内にあったといえよう。

本来、官位という国家的正当性・序列編成に関する社会的資源に関しては、その正当性（権威）の「淵源」性を公儀権力者（封建王）は有しておらず、同「淵源」たる天皇を「王」とする「王権」システムのなかに「朝臣」として自己を定置し、自身が有する勢力（軍事力・経済力・政治力の総体）を基礎として官位といった権威に関わる社会資源をいかに配分するか、という権力分野に関してのみ支配を行っており、禁中並公家諸法度や諸寺院法度・諸社禰宜神主法度や大名の官位規定[29]などの法を定め国家システム化していた。

その典型例が、公儀権力に大名・旗本などに対する官位の「仰付」である。

その手続きの具体例として、天保9年に急遽、御三卿田安家より福井松平家に入り家督を相続した松平慶永の元服を取り上げてみよう。

『越前松平家家譜　慶永』[30]の天保９年12月３日条には、次のような福井藩より幕府に宛てた内願書と、それに対する幕府よりの指図が記されている。

一同日（天保9年12月3日、引用者、以下同）御老中水野越前守殿ゟ御呼出御聞番介大御番川村藤十郎罷出候処、去月廿二日御聞番共ゟ御内願書差出候ニ付、御書付を以御指図有之

錦之丞儀、若年ニ御座候得共今度家督之御礼茂自分ニ而申上度段、先達而申上候処、書面之通相心得候様被仰出候二付、引移之上奉願候存御座候、右御礼相済候上者指続元服任官之儀被為仰出被下置候様内願奉存候、同姓三河守殿同年配ニ而元服任官被仰出候振合も有之、錦之丞儀者当勤之儀ニも御座候間、右内願之趣御内々入御聴候様被申付候、此段申上候、以上

十一月廿二日　　松平越
山田藤兵衛

御書付

別段之訳を以此度茂五節句・月次出仕以前元服官位被仰出ニ而可有之候事

この経緯に基づけば、元服する人物が属する家が元服を決定し主家に願い出、その願いを聞き届けるかたちで主君が「元服官位」を「仰出」るというプロセスを辿っていることを知ることができるが、このような過程は、徳川将軍家がその世孫の元服・官位を天皇に願い出て、その「仰出」を得ていることと同一である。

同年12月10日に江戸城中黒書院で、将軍徳川家慶・世嗣徳川家定に御目見得し、御前において「御一字頂戴」の折紙を「頂戴」の所作で拝受した後、次之間で老中列座のもと、「令叙任正四位下少将旨上意之趣」を御用番老中太田資始より達しがあり、慶永は「有難旨御請」を述べている。翌々日の12月12日、福井藩は、「松平越前守事正四位下少将被仰付候間、口宣等之儀相調候様伝奏衆迄可被申入候、恐惶謹言」という文面の天保9年11月11日付京都所司代宛老中連署奉書を受領している。この奉書は、福井藩士により京都所司代間部詮勝にもたらされ朝廷で所要の叙任手続きが行われている。その際、朝廷は、慶永を直ちに正四位下少将に叙任するようなことをせず、まず、「源慶永」（「源朝臣慶永」）を従五位下に叙し、次に「従五位下源慶永」（「従五位下源朝臣慶永」）を越前守に任じ、かかる「従五位下諸大夫成」の後、「従五位下源慶永」（「従五位下源朝臣慶永」）を従四

位上に陞叙し、「従四位上源慶永朝臣」(「従四位上源朝臣慶永」) を侍従に任じ、さらに「侍従源慶永朝臣」(「侍従源朝臣慶永」) を左近衛少将に任じている。そして、「従四位上源慶永朝臣」(「従四位上源朝臣慶永」) を正四位下に陞叙して、慶永元服時の叙任手続きを終えている。この後、口宣案と位記は江戸も福井藩士により持ち帰られ、12月26日、福井藩江戸藩邸において松平慶永は「頂戴」の所作を以て拝受している。なお、同時に飛鳥井家よりの懸緒を「御覧」し受領している。

なお、朝廷より発行されたそのぞれの叙任に関する口宣案は全て天保9年12月11日付であり、12月10日の江戸城中の官位「仰付」に連続して取られた叙任手続きであるとのかたちを日付の上でも明らかにしている。

注意すべきは、この慶永の叙任において、幕府内で官位規定や前例などをふまえた銓衡により官位が決定した後に、朝廷が、古代王権以来の令規定を基本とする固有の手続きに従って慶永を叙任している点である。このことは、公儀権力者が、官位という国家的正当性・序列編成に関する社会的資源の配分 (権力分野) については一定の基準に保持し決定していたことを示しているともに叙任手続き自体に関しては独自の規定を有さず朝廷の領域のものであると認め、それを前提として幕臣の官位叙任システムが構築されていたことを表している。このため、公儀権力者による官位の「仰出」が配分銓衡の結果通知であり叙任そのものではなかったことを意味している。すなわち、官位叙任自体について、天皇の臣下たる朝臣を対象とし天皇を叙任権者とする王権固有の法手続を依らなければならなかったことは、松平慶永が幕臣としてではなく「源朝臣慶永」「源慶永朝臣」として叙任されていたことで明らかであり、官位という国家的正当性・序列編成に関わる権威の淵源が「王」たる天皇に俟たざるを得なかったことを意味しているのである。

そして、このように、天皇を「王」とする官位制度によって封建領主階級上層の身分編成・国家的序列編成を行っていたことは、公家・武家・僧侶・神官といった「俗」「聖」上層を統合した国家的身分編成機能を有していた中世の「権門体制」が近世国家に至っても変容を遂げながら残存し機能していたものといえよう。

註

① 『幕末における「王」と「覇者」』(ペリカン社　1997年)

② 山本博文「将軍宣下と幕府・朝廷」(橋本 政宣編『近世武家官位の研究』続群書類従完成会 1999/年)

③ 徳川将軍家元服儀礼と「権門」(『比較社会文化』18, 〈九州大学比較社会文化学府〉pp. 71-80, 2012-年)。なお、近世国家と権門体制との関係については、村井章介氏の〔補説８〕「権門体制と中世国家史研究」(永原慶二氏ほか3名編『日本歴史大系２中世』〈山川出版社1985年〉64～70頁) に示唆を得た。

④ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』で判読できない部分については『兼香公記』元文５年閏７月20日之条で補っている。

⑤ 下橋敬長述羽倉敬尚校訂『幕末の宮廷』(東洋文庫版) 247～253頁。

⑥ 『兼香公記』193巻　元文５年８月15日之条 (東京大学史料編纂所所蔵)。

⑦ 『兼香公記』193巻　元文５年８月16日之条。

⑧ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』11丁。

⑨ 『兼香公記』193巻　元文５年８月16日之条。

⑩ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』14、15 丁

⑪ 『兼香公記』194巻　元文５年９月３日之条。

⑫ 『兼香公記』194巻　元文５年９月５日之条。

⑬ 『兼香公記』194巻　元文５年９月５日之条。

⑭ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』26～27丁。

⑮ 『兼香公記』197巻　元文５年12月21日之条。

⑯ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』29丁。

⑰ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』30丁。

⑱ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』38丁。

⑲ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』40丁。

⑳ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』45～47丁。

㉑ 『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』52～55丁。

㉒ 『吉良家日記』十一　正保２年４月18日之条 (国立公文書館内閣文庫所蔵)

㉓ 例えば、室町幕府第６代将軍足利義教は還俗して、正長元年３月12日、従五位下左馬頭に叙任、同年４月14日、従四位下に昇叙し、翌年３月９日、元服し同月15日に将軍宣下を受け、参議・左近衛中将を兼任、３月29日、従三位に昇叙、翌30日、権大納言に昇任し、義宣より義教に改名、８月４日、右近衛大将昇任、12月13日、従二位に昇叙している (『将軍家御元服之記』〈国立公文書館内閣文庫所蔵〉)。

㉔ 『吉良家日記』十一　正保２年４月23日之条。

㉕ 『御元服記』第４丁（国立公文書館内閣文庫所蔵）。

㉖ 山口和夫「霊元院政について」（今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』（岩田書院　1998年）315～７頁）。

㉗ 『正徳御元服将軍宣下日記』一　正徳３年正月21日之条（国立公文書館内閣文庫所蔵）。

㉘ 元文６年４月28日京都所司代土岐頼稔宛老中連署状（『御転任御兼任御元服ニ付飛脚留』56～58丁）。

㉙ 武家官位については、戦前から多くの概説的紹介があるものの、本格的研究としては前掲した橋本政宣編『近世武家官位の研究』所収の論文を参照されたい。

㉚ 松平慶永の元服・叙任については福井文書館編『越前松平家家譜　慶永１』（福井県文書館資料叢書４福井文書館　平成22年）のそれぞれの当該日条を参照されたい。

The Ceremony of attaining manhood ritual and the negotiation between the Court and the Tokugawa Shogunate

Masahiko YOSHIDA

Abstract

1, Yusokukojitsu-precedent（有職故実）and family precdent based on Ritsuryosei（律令制）specific rank system had been penetration as a principle in the negotiations between the court and the shogunate on the ceremony of attaining manhood ritual of the shogunate Tokugawa Shogun.

2, The lord and vassal relationship between the emperor and the Tokugawa Shogun could be confirmed in the rank investiture ritual

3, Tokugawa Iemitsu（徳川家光）had established the family status of the Tokugawa Shogunate which was clearly superior than regent house by appointment of the Ju3i Dainagon（直叙従三位直任大納言）and the promotion to the Shou2i（正二位）by the recommendation（推叙）of the Emperor at the time of the ceremony of attaining manhood.

4, Tokugawa Shogunate had established the highest status of Kenmon（権門）in the kingship system that the Emperor is king.

5, Though Tokugawa Iemitsu had a powerful force and determined the rank of his family, Tokugawa Iemitsu was within the framework of the "sovereignty" system to the "king" of the Emperor because he was a vassal given a rank by the Emperor.